

特別警報・暴風警報発令時について

- 1 午前7時現在、特別警報が長岡京市・向日市・大山崎町・京都市のいずれかに発令されている場合は、臨時休業（家庭学習）とする。
 - 2 午前7時現在、暴風警報が長岡京市・向日市・大山崎町・京都市に発令されている場合は、自宅待機とする。
（他の警報・注意報の場合は平常授業とする。）
 - 3 午前11時現在、暴風警報が解除されている場合は、5限以降の授業を行う。
 - 4 午前11時現在、引き続き発令されている場合は、臨時休業（家庭学習）とする。
 - 5 臨時休業又は授業が欠けたときには、回復措置がとられる。
- ※ 以上のほか、風雨や災害の発生状況等をみても的確な判断、行動を心がけること。

※ 土曜講習は、午前7時現在、特別警報または暴風警報が発令されていれば、中止する。（上記1または2の判断で中止）

※ 部活動についても特別警報または暴風警報が発令されていれば、原則、活動は中止する。（顧問の先生に確認すること）